

第7編 教育 (米原町教育集会所の設置等に関する条例)

- (1) 施設の維持および管理に関すること。(町長が特に定めるものを除く。)
- (2) 施設使用の許可に関すること。
- (3) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (4) その他上記に付随する業務

3 指定管理者は、この条例およびこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適切な集会所の管理を行わなければならない。

4 委員会は、集会所の運営について、米原町立郵便局の設置等に関する条例(昭和46年米原町条例第28号)第4条に規定する米原町立郵便局等運営審議会に諮問することができる。

(利用方法等)

第5条 集会所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を得なければならない。

2 指定管理者は、規則で定める事由により施設の利用を行うことが不適切と認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第1項の許可を受けた者は、規則で定めるところにより委員会に使用料を支払わなければならない。

(職員)

第6条 集会所に必要な職員を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

付 則 (平成16年条例第22号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、施行日前においても、指定管理者の指定等に限し必要な事項については、この条例に基づき行うことができる。

D 米原町 一四 七三四

第7編 教育 (米原町教育集会所の設置等に関する条例)

○米原町教育集会所の設置等に関する条例

例

(昭和52年10月6日)
(条例第29号)

改正 平成16年9月2日(条例第22号)

米原町教育集会所設置条例(昭和48年米原町条例第10号)の全部を次のように改正する。

(設置)

第1条 この条例は、同和地区およびその近隣地域住民の教育文化の向上を始めとし、同和問題解決のための各種対策を総合的に推進するため、本町に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 集会所の名称および位置は、次のとおりとする。

- 名 称 米原町立一色教育集会所
- 位 置 米原町大字一色字上ノ山085番地
- (事業)

第3条 集会所は、設置の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相談事業に関すること。
- (2) 調査および研究に関すること。
- (3) 自主的活動の育成指導に関すること。
- (4) 教育、文化の向上および啓発に関すること。
- (5) 社会福祉の増進および保健衛生に関すること。
- (6) その他他人性教育の推進に関して米原町教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めること。

(管理および運営)

第4条 委員会は、集会所の設置目的を効果的に達成するため、集会所の管理および運営を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第07号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

D 米原町 一四 七三三

第8編 厚生 (米原町立隣保館の設置等に関する条例)

この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和51年条例第17号)
 この条例は、公布の日から施行する。
 付 則 (昭和52年条例第28号)
 この条例は、公布の日から施行する。

D [米原町②] 三四五〇

3450

第8編 厚生 (米原町立隣保館の設置等に関する条例)

〇米原町立隣保館の設置等に関する条例

(昭和46年11月4日
条例第20号)

改正 昭和48年3月13日条例第5号 昭和48年12月20日条例第38号
 昭和51年8月30日条例第17号 昭和52年10月6日条例第28号

(設置)

第1条 同種対策地域総合センターとして、基本的人権尊重の精神にのっとり、同和地区およびその近隣地域住民に対して、同和問題解決のための各種対策を総合的に推進し、もって地域住民の社会的、経済的、文化的水準の改善向上と差別意識の解消を図り、同和問題の速やかな解決に資するため本町に隣保館を設置する。

(名称および位置)

第2条 隣保館の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
米原町立三吉会館	米原町大字三吉字北原1,101番地
米原町立上多良文化センター	米原町大字朝妻字裏塚38番地1

(隣保館の職員)

第3条 隣保館に、館長、事務職員その他必要な職員を置く。

(運営審議会)

第4条 隣保館に関する重要事項について調査審議するため、米原町立隣保館等運営審議会を置く。

2 運営審議会に関し、必要な事項は別に定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和48年条例第5号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則 (昭和48年条例第38号)

D [米原町②] 三四四九

3449